



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成14年 8月23日金曜日 第1384号

◇ 目 次 ◇ 告 示

| | |
|-------------------------------|-----|
| 一部事務組合の規約の変更許可..... | 945 |
| 医療機関の指定..... | 945 |
| 指定医療機関の廃止の届出..... | 945 |
| 介護機関の指定..... | 945 |
| 介護機関（居宅介護事業者）の指定..... | 945 |
| 介護機関（居宅介護支援事業者）の指定..... | 946 |
| 指定介護機関の廃止の届出..... | 947 |
| 指定介護機関（居宅介護事業者）の廃止の届出..... | 947 |
| 指定介護機関（居宅介護支援事業者）の廃止の届出..... | 947 |
| 施術機関の指定..... | 947 |
| 土地改良区役員就退任の届出..... | 947 |
| 新たな土地改良事業の施行の関係書類の縦覧（2件）..... | 948 |
| 町営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧..... | 948 |
| 村営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧..... | 948 |
| 肥料の登録の失効..... | 948 |
| 付保義務の発生..... | 948 |
| 土地収用法に基づく事業の認定（2件）..... | 948 |
| 急傾斜地崩壊危険区域の指定..... | 949 |
| 道路の供用開始（県道北条玉川線）..... | 950 |
| 道路の区域変更（県道美川川内線）..... | 950 |
| 道路の供用開始（"）..... | 951 |
| 道路の区域変更（県道串内子線）..... | 951 |
| 道路の供用開始（"）..... | 951 |
| 開発行為に関する工事の完了..... | 951 |
| 愛媛県証紙売りさばき人の指定の取消し..... | 952 |

公 告

| | |
|---|-----|
| 平成13年度財団法人道府県会館災害共済事業及び水力発電 用機械損害共済事業の経営状況の公表..... | 952 |
| 毒物劇物取扱者試験の合格者..... | 953 |

告 示

○愛媛県告示第1445号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項本文の規定により、次のとおり南宇和衛生事務組合の規約の変更を許可した。

平成14年 8月23日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 変更事項
組合を構成する地方公共団体に西海町を加える。
- 2 規約変更年月日

○愛媛県告示第1449号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護事業者）を次のように指定した。

平成14年 8月23日

愛媛県知事 加戸守行

平成14年11月 1日

3 規約変更許可年月日

平成14年 8月15日

○愛媛県告示第1446号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療機関を次のように指定した。

平成14年 8月23日

愛媛県知事 加戸守行

| 医療機関の名称 | 開設者の氏名 又は名称 | 所在地 | 指 定 年月日 |
|--------------------|-----------------------|-------------------------|--------------|
| 井門クリニック | 井 門 等 | 越智郡朝倉村大字朝倉 下甲1146番地1 | 平成 14.8.1 |
| コスモス薬局 | 有限会社 虹の森ファーマ シー | 北宇和郡三間町宮野下 704番地 | 平成 14.7.1 |
| 瀬戸町国民健康 保険瀬戸診療所 | 瀬 戸 町 | 西宇和郡瀬戸町三机乙 2587番地 | 平成 14.8.1 |

○愛媛県告示第1447号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定した医療機関を次のように廃止した旨の届出があった。

平成14年 8月23日

愛媛県知事 加戸守行

| 医療機関の名称 | 開設者の氏名 又は名称 | 所在地 | 廃 止 年月日 |
|---------|----------------|-------------------|---------------|
| コスモス薬局 | 山 田 勇 樹 | 北宇和郡三間町大字迫 目47 | 平成 14.7.1 |
| 小 島 医 院 | 小 島 稔 豊 | 西条市神拝甲217番地 の4 | 平成 14.7.31 |

○愛媛県告示第1448号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関を次のように指定した。

平成14年 8月23日

愛媛県知事 加戸守行

| 介護機関の名称 | 開設者の氏名 又は名称 | 所在地 | 指 定 年月日 |
|---------|----------------|-------------------|--------------|
| 鈴 木 病 院 | 医療法人 やすらぎ会 | 今治市別宮町二丁目1 番地5 | 平成 14.6.1 |

| 介護機関（居宅介護事業者） の 名 称 | 主たる事務所の 所 在 地 | 居宅介護事業を行う事業所 | | 指 定 年 月 日 |
|---------------------------|-------------------|----------------------|------------------|-----------|
| | | 名 称 | 所 在 地 | |
| 高岡元文 | 八幡浜市1526番地の5 | 高岡歯科医院 | 八幡浜市1526番地の5 | 平成14.5.9 |
| 医療法人 久保皮膚科クリニック | 今治市馬越町三丁目3番38号 | 久保皮膚科クリニック | 今治市馬越町三丁目3番38号 | 平成14.6.1 |
| 医療法人 やすらぎ会 | 今治市別宮町二丁目1番地5 | 鈴木病院 | 今治市別宮町二丁目1番地5 | 平成14.6.1 |
| 有限会社 仕合せ会 | 大洲市徳森2321番地18 | おひさま介護 | 大洲市徳森2321番地18 | 平成14.7.1 |
| 社会福祉法人 愛信会 | 伊予市森字上新田甲440番地1 | ヘルパーステーション森の園 | 伊予市森字上新田甲440番地1 | 平成14.6.8 |
| 社会福祉法人 愛信会 | 伊予市森字上新田甲440番地1 | デイサービスセンター森の園 | 伊予市森字上新田甲440番地1 | 平成14.6.8 |
| 社会福祉法人 愛信会 | 伊予市森字上新田甲440番地1 | ショートステイ森の園 | 伊予市森字上新田甲440番地1 | 平成14.6.8 |
| 社会福祉法人 愛信会 | 伊予市森字上新田甲440番地1 | グループホーム森の園 | 伊予市森字上新田甲440番地1 | 平成14.6.8 |
| 有限会社 アシストジャパン | 松山市久米窪田町1164番地3 | アシストジャパン訪問看護ステーション東予 | 東予市石田272番地1 | 平成14.8.1 |
| 株式会社 ライフネット | 北条市辻771番地4 | ライフネット福祉用具貸与事業所 | 北条市辻771番地4 | 平成14.7.24 |
| ウマ商事株式会社 | 伊予三島市中央三丁目11番33号 | 新町デイサービスセンター | 伊予三島市中央三丁目11番33号 | 平成14.8.1 |
| 株式会社 シーアンドエス | 広島県広島市中区加古町13番12号 | さくら・介護ステーション東予 | 東予市周布348-8-2F | 平成14.8.1 |

○愛媛県告示第1450号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護支援事業者）を次のように指定した。

平成14年 8月23日

愛媛県知事 加戸守行

| 介護機関（居宅介護支援事業者） の 名 称 | 主たる事務所の 所 在 地 | 居宅介護支援事業を行う事業所 | | 指 定 年 月 日 |
|-----------------------------|------------------|------------------|------------------|-----------|
| | | 名 称 | 所 在 地 | |
| 医療法人 やすらぎ会 | 今治市別宮町二丁目1番地5 | 指定居宅介護支援事業所「すずき」 | 今治市別宮町二丁目1番地5 | 平成14.6.1 |
| 株式会社 ニチイ学館 | 東京都千代田区神田駿河台2の9 | アイリスケアセンターうわじま | 宇和島市川内甲978番地1 | 平成14.7.1 |
| 社会福祉法人 愛信会 | 伊予市森字上新田甲440番地1 | ケアプランセンター森の園 | 伊予市森字上新田甲440番地1 | 平成14.6.8 |
| 有限会社 ケアセンター宇和島 | 宇和島市丸之内二丁目1番7号 | ケアセンター宇和島 | 宇和島市丸之内二丁目1番7号 | 平成14.7.1 |
| ウマ商事株式会社 | 伊予三島市中央三丁目11番33号 | 新町ケアプランセンター | 伊予三島市中央三丁目11番33号 | 平成14.8.1 |

○愛媛県告示第1451号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関を次のように廃止した旨の届出があった。

平成14年 8月23日

愛媛県知事 加戸守行

| 介護機関の名称 | 開設者の氏名 又は名称 | 所在地 | 廃止 年月日 |
|---------|----------------|--------------------|---------------|
| 鈴木病院 | 医療法人 やすらぎ会 | 今治市南大門町二丁目 2番地2 | 平成 14.5.31 |

○愛媛県告示第1452号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）から、居宅介護事業を次のように廃止した旨の届出があった。

平成14年 8月23日

愛媛県知事 加戸守行

| 介護機関（居宅 介護事業者）の 名称 | 主たる事務所の 所在地 | 廃止に係る居宅介護事業を行う事業所 | | 廃止年月日 |
|--------------------------|--------------------|-------------------|--------------------|-----------|
| | | 名称 | 所在地 | |
| 久保映子 | 松山市木屋町二丁目5番地 32 | 久保皮膚科クリニック | 今治市馬越町三丁目3番38 号 | 平成14.5.31 |
| 医療法人 やすらぎ会 | 今治市別宮町二丁目1番地 5 | 鈴木病院 | 今治市南大門町二丁目2番 地2 | 平成14.5.31 |

○愛媛県告示第1453号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護支援事業者）から、居宅介護支援事業を次のように廃止した旨の届出があった。

平成14年 8月23日

愛媛県知事 加戸守行

| 介護機関（居宅 介護支援事業者）の 名称 | 主たる事務所の 所在地 | 廃止に係る居宅介護支援事業を行う事業所 | | 廃止年月日 |
|----------------------------|-------------------|----------------------|--------------------|-----------|
| | | 名称 | 所在地 | |
| 医療法人 やすらぎ会 | 今治市別宮町二丁目1番地 5 | 指定居宅介護支援事業所 「すずき」 | 今治市南大門町二丁目2番 地2 | 平成14.5.31 |

○愛媛県告示第1454号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により、施術機関を次のように指定した。

平成14年 8月23日

愛媛県知事 加戸守行

| 施術機関の名称 | 開設者の氏名 又は名称 | 所在地 | 指定 年月日 |
|-----------|----------------|----------------|--------------|
| かどいし鍼灸接骨院 | 門石義之 | 八幡浜市穴井3-484-38 | 平成 14.8.1 |

| 役員の種類 | 氏名 | 住所 |
|-------|------|--------------------|
| 理事 | 中村一良 | 温泉郡中島町大字元怒和甲1096番地 |
| " | 前田美一 | 温泉郡中島町大字二神甲344番地 |
| " | 山本喜夫 | 温泉郡中島町大字津和地722番地2 |
| " | 八木住夫 | 温泉郡中島町大字津和地435番地 |
| " | 高橋鉄司 | 温泉郡中島町大字上怒和甲539番地 |
| 監事 | 沖本順史 | 温泉郡中島町大字二神甲345番地 |
| " | 中村環 | 温泉郡中島町大字津和地548番地 |
| " | 中田捨夫 | 温泉郡中島町大字元怒和甲951番地 |

退任

| 役員の種類 | 氏名 | 住所 |
|-------|------|--------------------|
| 理事 | 山本喜夫 | 温泉郡中島町大字津和地722番地2 |
| " | 中村一良 | 温泉郡中島町大字元怒和甲1096番地 |
| " | 八木住夫 | 温泉郡中島町大字津和地435番地 |
| " | 前田美一 | 温泉郡中島町大字二神甲344番地 |
| " | 中田誠二 | 温泉郡中島町大字上怒和甲529番地 |
| 監事 | 濱田澄夫 | 温泉郡中島町大字津和地330番地 |
| " | 二神英幸 | 温泉郡中島町大字二神甲622番地 |

○愛媛県告示第1455号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、温泉郡中島町神和地区土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成14年 8月23日

愛媛県知事 加戸守行

就任

田 中 正 忠 温泉郡中島町大字元怒和甲1067番地

○愛媛県告示第1456号

川内町南方土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・竹之鼻地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成14年 8月23日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
 - (1) 新規土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・竹之鼻地区）計画書の写し
 - (2) 川内町南方土地改良区定款の写し
- 2 縦覧期間

平成14年 8月26日から 9月24日まで
- 3 縦覧場所

川内町役場

○愛媛県告示第1457号

川内町北方土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・旦ノ上地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成14年 8月23日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
 - (1) 新規土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・旦ノ上地区）計画書の写し
 - (2) 川内町北方土地改良区定款の写し
- 2 縦覧期間

平成14年 8月26日から 9月24日まで
- 3 縦覧場所

川内町役場

○愛媛県告示第1458号

上浦町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・新田町地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成14年 8月23日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称

町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・新田町地区）計画書の写し
- 2 縦覧期間

平成14年 8月26日から 9月24日まで

- 3 縦覧場所

上浦町役場

○愛媛県告示第1459号

美川村から協議のあった村営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・宮成三岩地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成14年 8月23日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
 - (1) 村営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・宮成三岩地区）計画書の写し
 - (2) 美川村営土地改良事業分担金徴収条例の写し
- 2 縦覧期間

平成14年 8月26日から 9月24日まで
- 3 縦覧場所

美川村役場

○愛媛県告示第1460号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第14条の規定により、次の肥料の登録は、失効した。

平成14年 8月23日

愛媛県知事 加戸守行

| 失効年月日 | 登録番号 | 肥料の種類 | 肥料の名称 | 保証成分量（％） | 生産業者の氏名又は名称及び住所 |
|------------|-----------|----------|----------|-----------------------|--------------------------------|
| 平成14年7月31日 | 愛媛県第1147号 | 乾血及びその粉末 | 10.0乾血 | 窒素全量 10.0 | プリマハム株式会社 東京都品川区東大井三丁目17番4号 |
| 平成14年7月31日 | 愛媛県第1148号 | 乾燥菌体肥料 | 乾燥菌体肥料1号 | 窒素全量 5.5 りん酸全量 3.5 | プリマハム株式会社 東京都品川区東大井三丁目17番4号 |

○愛媛県告示第1461号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったと認められたので、同法第112条の2第3項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の3の規定により告示する。

平成14年 8月23日

愛媛県知事 加戸守行

（八幡浜地方局管内）

八幡浜加入区

○愛媛県告示第1462号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成14年 8月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 起業者の名称
大洲市
- 2 事業の種類
市道東大洲6号線改築工事（愛媛県大洲市東大洲地内）
及びこれに伴う農業水路付替工事並びにこれらに伴う附帯工事
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分
愛媛県大洲市東大洲地内
 - (2) 使用の部分
愛媛県大洲市東大洲地内
- 4 土地収用法第26条の2の規定に基づく図面の縦覧場所
大洲市役所

○愛媛県告示第1463号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成14年 8月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 起業者の名称
松野町
- 2 事業の種類
松野町農業公園（仮称）整備事業
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分
愛媛県北宇和郡松野町大字延野々地内
 - (2) 使用の部分
なし
- 4 土地収用法第26条の2の規定に基づく図面の縦覧場所
松野町役場

○愛媛県告示第1464号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は、愛媛県庁並びに関係の地方局建設部及び土木事務所並びに市役所及び町村役場において縦覧に供する。

平成14年 8月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

本村

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱5号までを順次結んだ線、標柱5号と標柱6号を村道御所成線山側官民境界線で結んだ線、標柱6号から標柱11号までを順次結んだ線、標柱11号と標柱12号を日野浦川南側官民境界線で結んだ線、標柱12号と標柱13号を結んだ線、標柱13号と標柱14号を高市川西側官民境界線で結んだ線及び標柱14号と標柱1号を結んだ線に囲まれた区域

| 市町村 | | 地番 | 標柱 |
|-----|----|-------|----|
| 広田村 | 高市 | 1625番 | 1号 |

| | | | |
|--|--|--------|-----|
| | | 3665番 | 2号 |
| | | 3665番 | 3号 |
| | | 3665番 | 4号 |
| | | 3665番 | 5号 |
| | | 1624番1 | 6号 |
| | | 1636番 | 7号 |
| | | 3667番 | 8号 |
| | | 1659番 | 9号 |
| | | 1655番 | 10号 |
| | | 1655番 | 11号 |
| | | 1648番 | 12号 |
| | | 1638番 | 13号 |
| | | 1625番 | 14号 |

池野々

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱8号までを順次結んだ線及び標柱8号と標柱1号を県道日向谷高野子線北側官民境界線で結んだ線に囲まれた区域

| 市町村 | 大字 | 字 | 地番 | 標柱 |
|-----|-----|-------|-------|----|
| 城川町 | 高野子 | ホトケナル | 122番 | 1号 |
| | | | 121番 | 2号 |
| | | | 133番 | 3号 |
| | | | 112番 | 4号 |
| | | イケノノ | 112番 | 5号 |
| | | | 276番1 | 6号 |
| | | | 109番 | 7号 |
| | | | 110番 | 8号 |

上光満

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱17号までを順次結んだ線及び標柱17号と標柱1号を結んだ線に囲まれた区域

| 市町村 | | 字 | 地番 | 標柱 |
|------|----|-----|---------|-----|
| 宇和島市 | 光満 | 鶴井 | 甲1276番2 | 1号 |
| | | | 乙676番2 | 2号 |
| | | | 乙675番2 | 3号 |
| | | | 乙676番1 | 4号 |
| | | | 乙676番1 | 5号 |
| | | | 乙677番1 | 6号 |
| | | | 乙678番1 | 7号 |
| | | | 乙680番 | 8号 |
| | | | 乙684番1 | 9号 |
| | | | 乙685番1 | 10号 |
| | | 寺ヶ一 | 甲1477番 | 11号 |
| | | | 甲1509番 | 12号 |
| | | | 甲1424番 | 13号 |
| | | 保木 | 甲1361番 | 14号 |
| | | | 甲1307番 | 15号 |
| | | | 甲1284番2 | 16号 |
| | | | 甲1277番 | 17号 |

奥高串

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱7号までを順次結んだ線及び標柱7号と標柱1号を結んだ線に囲まれた区域

| 市町村 | | 字 | 地 番 | 標 柱 |
|------|-----|-----|------------|-----|
| 宇和島市 | 奥高串 | 岡ノ前 | 2番耕地1746番1 | 1号 |
| | | | 乙388番1 | 2号 |
| | | | 2番耕地1683番 | 3号 |
| | | | 2番耕地1680番 | 4号 |
| | | | 2番耕地1712番2 | 5号 |
| | | | 2番耕地1712番2 | 6号 |
| | | | 2番耕地1717番1 | 7号 |

郷蔵

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱12号までを順次結んだ線及び標柱12号と標柱1号を結んだ線に囲まれた区域

| 市町村 | 大字 | 字 | 地 番 | 標 柱 |
|-----|----|-----|-------------------|-----|
| 吉田町 | 立間 | 合蔵 | 1番耕地33番 | 1号 |
| | | | 1番耕地33番 | 2号 |
| | | | 1番耕地273番 | 3号 |
| | | 十三盆 | 1番耕地269番1 | 4号 |
| | | | 1番耕地263番 | 5号 |
| | | | 1番耕地42番2 | 6号 |
| | | 合蔵 | 1番耕地42番1 | 7号 |
| | | | 1番耕地42番1 | 8号 |
| | | | 1番耕地45番4, 1番耕地50番 | 9号 |
| | | | 1番耕地45番2 | 10号 |
| | | | 1番耕地44番 | 11号 |
| | | | 1番耕地35番 | 12号 |

西町(追加)

急傾斜地崩壊危険区域の指定(平成13年5月愛媛県告示第1061号)西町の項で指定した標柱18号と標柱17号を結んだ線、標柱17号と次に掲げる地番の土地に存する標柱19号から標柱23号までを順次結んだ線及び標柱23号と標柱18号を結んだ線に囲まれた区域

| 市町村 | | 地 番 | 標 柱 |
|-----|-----|---------|-----|
| 保内町 | 川之石 | 8番耕地5番1 | 19号 |
| | | 8番耕地5番1 | 20号 |
| | | 8番耕地2番2 | 21号 |
| | | 8番耕地1番1 | 22号 |
| | | 8番耕地5番2 | 23号 |

依津B(追加)

急傾斜地崩壊危険区域の指定(昭和47年8月愛媛県告示第803号)依津Bの項で指定した標柱3号と標柱2号を結んだ線、標柱2号と次に掲げる地番の土地に存する標柱14号から標柱21号までを順次結んだ線及び標柱21号と標柱3号を結んだ線に囲まれた区域

| 市町村 | 大字 | 地 番 | 標 柱 |
|-----|----|-----------|-----|
| 明浜町 | 依津 | 3番耕地572番 | 14号 |
| | | 3番耕地571番1 | 15号 |
| | | 3番耕地569番1 | 16号 |
| | | 3番耕地569番1 | 17号 |
| | | 3番耕地569番2 | 18号 |
| | | 3番耕地565番 | 19号 |
| | | 3番耕地573番 | 20号 |
| | | 3番耕地573番 | 21号 |

○愛媛県告示第1465号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年8月23日

愛媛県知事 加戸守行

| 道路の種類 | 路線名 | 供 用 開 始 の 区 間 | 供用開始の日 |
|-------|-------|--|-----------|
| 県道 | 北条玉川線 | 越智郡玉川町大字龍岡下字吉ノセ甲471番3から 同大字字藤子祖甲223番1地先まで | 平成14年9月2日 |

○愛媛県告示第1466号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局久万土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年8月23日

愛媛県知事 加戸守行

| 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 旧・新 別 | 敷 地 の 敷 幅 | 延 長 | 備 考 |
|-------|-------|--------------------------------------|----------|-----------------|-----------------|-----|
| 県 道 | 美川川内線 | 上浮穴郡久万町大字直瀬甲1230番5から 同大字甲1230番4まで | 旧 | メートル 4.4~6.0 | キロメートル 0.112 | |
| | | | 新 | 8.2~11.6 | 0.113 | |

○愛媛県告示第1467号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、松山地方局久万土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年 8月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 道路の種類 | 路線名 | 供 用 開 始 の 区 間 | 供用開始の日 |
|-------|-------|--------------------------------------|-------------|
| 県 道 | 美川川内線 | 上浮穴郡久万町大字直瀬甲1230番5から 同大字甲1230番4まで | 平成14年 8月23日 |

○愛媛県告示第1468号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、松山地方局伊予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年 8月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 旧・新 別 | 敷 地 の 敷 幅 | 延 長 | 備 考 |
|-------|------|---|----------|------------------|-----------------|-----|
| 県 道 | 串内子線 | 伊予郡双海町大字串字大谷乙350番3から 同大字字火ミチ乙346番3まで | 旧 | メートル 7.0~30.0 | キロメートル 0.230 | |
| | | | 新 | 9.5~70.0 | 0.230 | |

○愛媛県告示第1469号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、松山地方局伊予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年 8月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 道路の種類 | 路線名 | 供 用 開 始 の 区 間 | 供用開始の日 |
|-------|------|--|-------------|
| 県 道 | 串内子線 | 伊予郡双海町大字串字露ノ山乙349番162から 同大字字火ミチ乙346番3まで | 平成14年 8月23日 |

○愛媛県告示第1470号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成14年 8月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 検査済証の番号 及び交付年月日 | 工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称 | 開発許可を受けた 者の住所及び氏名 |
|----------------------------|-------------------------------|-------------------------|
| 松局伊土検（開）第23号 平成14年 8月5日 | 伊予郡松前町大字昌農内字高山80番3 | 松山市森松町915番地2 関 谷 善 保 |
| 松局伊土検（開）第24号 平成14年 8月5日 | 伊予郡松前町大字北川原字西開872番3 | 松山市道後緑台3番26号 戒 田 哲 生 |

| | | |
|-----------------------------|--------------------------------|---|
| 松局伊土検（開）第25号 平成14年 8月 7日 | 伊予郡松前町大字北川原字岸ノ上321番 1 及び323番 2 | 松山市土居田町686番地10 松本総合建設株式会社 代表取締役 松 本 里 志 |
| 西局丹土（開）第12号 平成14年 8月 8日 | 周桑郡小松町大字北川字大塚90番 5 | 周桑郡丹原町大字池田257番地 1 武 田 秀 樹 武 田 早 苗 |

○愛媛県告示第1471号

次のとおり愛媛県証紙売りさばき人の指定が取り消されたので、愛媛県証紙条例（昭和39年愛媛県条例第 8 号）第 5 条第 3 項の規定により告示する。

平成14年 8月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 指定番号 | 売 り さ ば き 人 | | 売 り さ ば き 所 | 取 消 年 月 日 |
|---------|---------------|--------------|---------------|-------------|
| | 住 所 | 氏 名 又 は 名 称 | | |
| 西第19号の1 | 新居浜市磯浦町17番 2号 | 磯浦ドライビングスクール | 新居浜市磯浦町17番 2号 | 平成14年 7月20日 |

公 告

○公 告

平成13年度財団法人都道府県会館災害共済事業及び水力発電用機械損害共済事業の経営状況の公表について

財団法人都道府県会館理事長土屋義彦から通知のあった平成13年度財団法人都道府県会館災害共済事業及び水力発電用機械損害共済事業の経営状況について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 263 条の 2 第 3 項の規定により、次のとおり公表する。

平成14年 8月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 災害共済事業の経営状況

(1) 事業実績

ア 火災共済

| | |
|-----------------|-----------------|
| 加入都道府県（団体）数 | 47都道府県 8 団体 |
| 共済責任額 | 4,176,841,402千円 |
| 共済基金分担金（返戻金控除後） | 1,643,265千円 |
| 被災件数 | 176件 |
| 被災棟数 | 176棟 |
| 被災面積 | 2,371.72平方メートル |
| 災害共済金 | 196,161千円 |
| 損害率 | 11.9パーセント |

イ 自動車損害共済

| | |
|-----------------|--------------|
| 加入都道府県（団体）数 | 9 県 |
| 共済責任額 | 45,747,322千円 |
| 共済基金分担金（返戻金控除後） | 18,755千円 |
| 事故件数 | 6 件 |
| 給付件数 | 6 件 |
| 災害共済金 | 14,088千円 |
| 損害率 | 75.1パーセント |

(2) 収支計算

ア 収 入

| | |
|---------|----------------|
| 共済基金分担金 | 1,663,753,102円 |
| 火災共済 | 1,644,854,091円 |

| | |
|----------------|-----------------|
| 自動車損害共済 | 18,899,011円 |
| 繰入金収入 | 1,780,000円 |
| 雑収入 | 291,458,368円 |
| 返還金収入 | 90,000,000円 |
| 前期繰越収支差額 | 3,141,711,481円 |
| イ 支 出 | |
| 事務費 | 88,473,405円 |
| 災害共済金 | 210,249,656円 |
| 火災共済 | 196,161,405円 |
| 自動車損害共済 | 14,088,251円 |
| 返戻金 | 1,776,548円 |
| 火災共済 | 1,632,258円 |
| 自動車損害共済 | 144,290円 |
| 災害見舞金 | 168,707,040円 |
| 助成金 | 1,850,634円 |
| 防災費 | 2,324,179円 |
| 調査研究等事業費負担金 | 98,000,000円 |
| 全国都道府県議会議長会協助金 | 28,000,000円 |
| 繰出金 | 62,180,000円 |
| 積立預金支出 | 1,062,108,000円 |
| 次期繰越収支差額 | 3,039,535,089円 |
| ウ 資産増加の部 | |
| 資産増加額 | 1,116,464,400円 |
| エ 資産減少の部 | |
| 資産減少額 | 251,852,572円 |
| 当期正味財産増加額 | 864,611,828円 |
| 前期繰越正味財産額 | 20,051,673,596円 |
| 期末正味財産合計額 | 20,916,285,424円 |

2 水力発電用機械損害共済事業の経営状況

(1) 事業実績

| | |
|------------|---------------|
| 加入都道府県（市）数 | 32都道府県 1 市 |
| 共済責任額 | 264,425,883千円 |
| 共済基金分担金 | 330,869千円 |
| 加入発電所数 | 330所 |
| 被災事故件数 | 1 件 |

被災事故発電所数 1所
 災害共済金 3,620千円
 損害率 1.1パーセント

(2) 収支計算

ア 収入

共済基金分担金 330,868,637円
 雑収入 66,247,242円
 前期繰越収支差額 624,886,707円

イ 支出

事務費 1,329,540円
 災害共済金 3,620,000円
 調査費 162,948円
 積立預金支出 263,820,000円
 次期繰越収支差額 753,070,098円

ウ 資産増加の部

資産増加額 362,003,391円

エ 資産減少の部

資産減少額 0円
 当期正味財産増加額 392,003,391円
 前期繰越正味財産額 5,420,066,707円
 期末正味財産合計額 5,812,070,098円

○公 告

毒物劇物取扱者試験の合格者について

平成14年8月6日に実施した毒物劇物取扱者試験の合格者は、次のとおりである。

平成14年8月23日

愛媛県知事 加戸守行

一般

| 受 験 号 | 氏 名 | 受 験 号 | 氏 名 |
|-------|-------|-------|--------|
| 3 | 青野 耕治 | 25 | 小笠原 長賢 |
| 8 | 林 篤男 | 33 | 森 道佳 |
| 12 | 下江 美紗 | 35 | 鈴木 智 |
| 13 | 近藤 俊彰 | 43 | 久保 豪司 |
| 18 | 阿部 敏雄 | 54 | 栗田 祐二 |
| 19 | 渡邊 康夫 | 62 | 中居 義博 |
| 20 | 藤本 恭子 | 77 | 太田 賢一 |

農業用品目

| 受 験 号 | 氏 名 | 受 験 号 | 氏 名 |
|-------|-------|-------|-------|
| 6 | 石川 文明 | 18 | 高橋 達彦 |
| 14 | 一色 達志 | 20 | 塩崎 絵美 |
| 17 | 武田 英也 | 28 | 江藤 真美 |

| | | | |
|-----|---------|-----|--------|
| 52 | 荒井 ルミ子 | 113 | 佐々木 和之 |
| 54 | 曾我部 信太郎 | 116 | 山崎 大輔 |
| 55 | 渡邊 大輔 | 117 | 嶋崎 博夫 |
| 56 | 白石 典子 | 121 | 柴田 孝 |
| 65 | 大澤 泰介 | 123 | 小笠原 宏 |
| 66 | 梶原 千愛 | 128 | 宮本 隆幸 |
| 67 | 福原 幸美 | 132 | 山本 善郎 |
| 72 | 村上 和也 | 134 | 門田 晶江 |
| 85 | 兵頭 和江 | 143 | 井上 聡 |
| 90 | 岡 薫 | 146 | 池田 政悟 |
| 91 | 藤村 安彦 | 157 | 田縁 勝裕 |
| 100 | 沼田 寛裕 | 158 | 山本 明 |
| 102 | 津川 小百合 | 160 | 井上 宏規 |
| 104 | 高本 幸司 | 163 | 大本 太一 |
| 110 | 山下 亜季子 | 167 | 菊池 文雄 |
| 111 | 有光 優子 | 183 | 佐藤 和幸 |

特定品目

| 受 験 号 | 氏 名 |
|-------|-------|
| 2 | 中内 康貴 |

